(趣旨)

第1条 この要領(以下「要領」という。)は、愛知県立大学学長選考等規程(以下「規程」という。)第12条第2項に規定する学長候補者推薦について、教育研究審議会が行う必要な事項を定める。

(学長候補者の推薦の依頼)

- 第2条 教育研究審議会は、学長選考委員会から規程第12条第2項に関する依頼があったときは、学長候補者推薦委員会(以下「委員会」という。)を設置し、各組織体に対し、学長候補者1名の推薦及び学長選考委員会が別に定める書類の作成を依頼する。
- 2 前項における組織体とは、規程第9条第1項第1号に規定する組織体投票権を持つ組織 体とする。

(学長候補者推薦委員会の組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 愛知県立大学の各学部長若しくは各学部選出教育研究審議会委員 各1名
 - (2) 愛知県立大学事務局事務部門長

1名

- 2 前項の委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となり委員会の業務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるときに、その職務を代行する。 (委員の辞退)
- 第4条 学長選考委員会委員及び第2条により推薦された学長候補者は、委員を辞退しなければならない。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、第2条に基づき推薦された学長候補者について、学長選考委員会が公示 する愛知県立大学学長の選考基準に基づき審議を行い、学長候補者に順位を付して教育研 究審議会へ推薦する。

(委員会の審議結果への対応)

第6条 教育研究審議会は、委員会の推薦を受けて審議を行い、審議結果を学長選考委員会 に報告する。

(委員会の事務局)

- 第7条 委員会は、事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は事務部門県大総務課に置く。

附則

この要領は、令和5年6月27日から施行する。